

平成26年度「市民の広場」及び「生活環境改善要望」の実施について

□実施要領

【1.市民の広場】

本年1月に「恵庭市まちづくり基本条例」が施行され、これからのまちづくりに市民や地域との協働がより重要となっており、平成28年度から始まる「第5期恵庭市総合計画」におけるまちづくりの指針に「市民の広場」を通じ、地域意見を反映することとしています。

【開催概要】

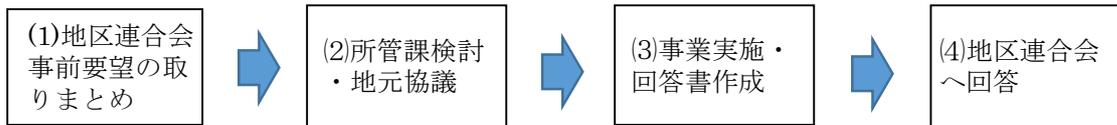
区 分	内 容
1. 開催時期	平成26年7月8日から7月28日の間
2. 開催方法	開催は、地区町内会連合会を単位とする。 分野別のテーマを設定したワークショップ形式とする。 ○ テーマは総合計画策定に向け「(仮)10年後の恵庭」とする。
3. 参加対象者	① 市民 市民(地区町内会役員含む)、関係団体等 ② 恵庭市 市長、副市長、教育長、部長職 ③ 事務局 市民活動推進課、企画・広報課
4. 進 行	ファシリテーター ※「ファシリテーター」とは進行や意見のまとめ役。
5. 会 場	各地区の会館等 ※下記日程のとおり
6. 周知方法	広報(7月号)、町内会回覧、公共施設等へのポスター掲示、HP等 ※5月21~29日(6回)開催「市民まちづくりトーク」で周知済

【開催日程】(開催日時、会場等)

No.	開催日	時間	地区名	会場
1	7月8日(火)	18:30~	和光地区	和光会館
2	7月10日(木)	18:30~	恵み野地区	jikei れすとらん
3	7月15日(火)	18:30~	柏地区	大町会館
4	7月17日(木)	18:30~	恵庭地区	市民会館大会議室
5	7月22日(火)	18:30~	若草地区	中島会館
6	7月23日(水)	18:30~	島松地区、島松農村地区	島松公民館
7	7月28日(月)	18:30~	東恵庭地区	東恵庭会館

【 2. 生活環境改善要望】

【概要図】



区 分	内 容
(1) 要望調査 6月30日まで (地区連合会事前要望の取りまとめ)	① 地域の生活環境改善等（道路・公園・施設改修、標識設置等）に関する要望を各地区連合会で取りまとめ市へ提出。 ○ 実施可能な市民要望は、早い実現をめざす。 ○ 計画的な執行のため、次年度予算化への検討期間を確保する。 ② 各地区連合会の要望・意見を「生活環境改善要望」として市が集約。（6月30日まで） ○ 地域要望の意向に添った事業の実現を図る。
(2) 事業調整・要望 対応 (所管課検討・地元協議)	要望に関して担当課、地区連合会、単位町内会の3者において、詳細を調査・協議を行い、担当課が対応策を検討。 要望の事業調整後、次の①から④へと整理を行う。 ① 年度内の対応 早期の実施可能な事項について、担当課にて速やかに対応する。 ② 予算措置 予算措置によって対応可能となる事項については予算要求を行う。 ③ 対応期間を要するもので、長期検討が必要となるもの、他の機関と協議・調整が必要な事項などについては、担当課において検討・協議・調整を継続。※可能な限り、将来的な見通し（対応）を示す。 ④ 対応が難しいもの 要望への対応が難しいものであっても、できる限り将来的な対応が見通せるものについては示していく。
(3) 回 答 (事業実施・回答書作成)	要望への回答は、市民活動推進課で集約し、回答書を作成。 地区連合会に書面にて回答。（説明会の実施）
(4) 報 告 (地区連合会へ回答)	要望事項に対する年度内の対応結果を集約し、報告書により市民周知を図る。

（裏面へ）